

第 195 回国会 衆議院 文部科学委員会 第 3 号 2017 年 12 月 01 日

○富岡委員長

次に、日吉雄太君。

○日吉委員

立憲民主党・市民クラブの日吉雄太でございます。

今回の総選挙で東海ブロックより当選させていただきました。本日は、質問をさせていただく機会を頂戴いたしまして、ありがとうございます。

それでは、余り時間もございませんので、早速質問の方に入らせていただきます。

本日は、先般の林大臣の所信を受けましての一般質疑でございます。

この委員会は、文部科学行政におきまして、特に、とりわけ教育、このかなめの委員会でございます。しかしながら、森友学園の問題、加計学園の問題といった、国民の知る権利がゆがめられたり、また特定の肩入れがされたり、そして補助金の名のもとに巨額の税金が投入されている、この現状につきまして本日はお伺いさせていただきます。

まず、加計学園についてでございますが、愛媛県の今治市、こちらが約三十七億円相当の土地を無償で譲渡しました。そして、建築費等百九十二億円、この半額である、二分の一の九十六億円の補助金を交付決定しております。

この中で、この建設費等百九十二億円が、他の大学、同じ獣医学部と比較して多額ではないのか、こういったお話がございます。この加計学園と今治市との協定の中で、建築費等の二分の一を補助する、こういう協定がある中で、建築費が高額になるとますます補助金も高くなるというような現状に、協定になっております。

ここで大臣にお伺いしたいんですけれども、この多額な建築費につきまして、その所見をお伺いさせていただきます。お願いします。

○林国務大臣

大学設置・学校法人審議会における審査に当たりましては、教育研究内容とともに、その教育研究を行うにふさわしい施設等が備えられているかを確認することになっております。このため、校舎などの建物については、審査基準におきまして最低基準額を定めております。一方、経費の上限、また建物の単価については基準を定めておりません。

今回の獣医学部の計画では審査基準を上回る金額が計上されておきまして、設置

審におきましても、計画が審査基準に適合しているとして、可と答申をされております。

大学設置・学校法人審議会は、大学の設置認可について学問的、専門的な観点から審査を行う独立性の高い組織でございます。また、文部科学大臣としても、審議会の答申を尊重いたしまして、認可をしたところでございます。

獣医学部の設置に当たりまして今治市が予定をされておられます補助金の金額や交付の条件については、補助を行う今治市において判断されるものである、こういうふうに認識をしております。

○日吉委員

御答弁ありがとうございます。

今、最低基準をクリアしたらということではございますけれども、いたずらに豪華な学校ができてしまう、これも一つ問題であると思っております。そして、今後、経常費補助金が国から交付される、こういったときにその補助金の金額にも影響してくる可能性があると思っておりますので、今後、最低基準だけではなく、規模の適切性、こういったことも検討する必要があるのかなというふうに思うところでございます。

そして、建設費、発注に当たりましてどのようなチェックが行われているのかというのも一つ重要なポイントだと考えております。いたずらに自由に発注先を決めて、自由な金額で工事を進めていく、こういったことが起こらないようなチェック、ひいては補助金の金額にも影響してきますので、こういったチェックが必要だと考えますが、これについて大臣はどのようにお考えか、御所見をお願いいたします。

○林国務大臣

建築業者等の決定方法については、審査基準上、特にルールを定めておりませんが、大学設置・学校法人審議会が審査する事項とはなっておらないところでございます。建築業者等については、申請者である学校法人が責任を持って決定すべきものだというふうに考えております。

一方、学校法人の公共性の観点、また、校舎整備に対して自治体からの補助金支出が予定されている、こういうこともありますので、加計学園において必要に応じて丁寧な説明がなされることが望ましい、こういうふうに考えております。

○日吉委員

ありがとうございます。

今回、今治市でこれだけの税金が投入されたわけですけれども、その中で、どういった業者を選定していくかということが一つ問題になるのかなと思っておりまして、地元の業者を使って建設を進めるとというのが普通の自然な考え方なのかなというふうに思いますが、実態としては、加計学園の本部が置かれている岡山県の業者が大部分を占めている、このような実態があります。

そしてまた、ちょっと資料を御用意させていただきましたけれども、加計学園の関連企業というところに、株式会社SID創研、こういった企業が載っておりますけれども、こちらが今回の建築の設計を請け負った企業でございます。一種のファミリー企業が請け負っておりまして、このSID創研には加計理事長の御夫人が役員を務めている、このような実態があるところでございます。

このようにファミリー企業が設計を受注して高い工事を行っていく、建設が進められていく、こういう実態につきまして、大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○村田政府参考人（文部科学省高等教育局私学部長）

お答え申し上げます。

本設置計画におきまして、校舎の設計監理につきまして二社が共同受注しておりまして、そのうちの一社の取締役のお一人に加計泰代氏が就任していることは聞いてございます。

校舎建築等の契約の相手方につきましては、これは民間法人間の、学校法人と民間の法人の間の契約でございまして、これは、学校法人と利益相反になる場合を除きまして、特段の制限はされてございません。

なお、本件におきましては、御指摘がございました加計泰代氏につきましては、加計学園の役員ではないため、私立学校法上の利益相反の問題が生ずるものではございません。

ただ、一方で、先ほど御答弁ございましたとおり、学校法人の公共性の観点、あるいは自治体から補助金が出るということでございますので、学校法人において必要に応じて適切な説明がなされることが望ましいと考えているものでございます。

○日吉委員

やはり、業者の選定、そして建築費の決定の透明性というのは、非常に高めて、透明性のあるものでなければいけないと思います。ですので、加計学園の方で、説明責任、丁寧な説明が必要ということではありますけれども、やはり、文部科学省

としましても、こういった建築時の業者の選定ないし建築費の決定に係る透明性を高めるような御指導等が必要なのかなというふうにも考えます。

ちょっと話はかわりますけれども、前回十一月十五日の当委員会で議論になりました認可の過程について一つお伺いをさせていただきます。

獣医学部新設のいわゆる四条件につきまして、文部科学省としてどのように検討をして最終的に認可をしたかというような形で議論になったかと思えますけれども、実際に、四条件につきまして、文部科学省としてはこれに係る責任を負う立場であるかどうかというのを、この経緯を含めまして、ちょっとお伺いしたいと思えます。大臣、お願いします。

○義本政府参考人（文部科学省高等教育局長）
お答えいたします。

今回の獣医学部の新設につきましては、国家戦略特区を所管する内閣府を中心に、段階的にそのプロセスが進められてきたところございまして、この特区のプロセスの中で、文科省も含めまして、関係省庁において四項目が満たされていると確認を行ったところございまして。

このプロセスの中で、事業者の公募に対して提出のございました加計学園の構想が、先端ライフサイエンス研究の推進や地域の水際対策など新たなニーズに対応するものであることが確認され、設置認可の申請に至ったものでございます。

設置認可のプロセスにおきましては、大学設置・学校法人審議会におきまして、特区のプロセスで認められた構想に基づいて大学が作成されました設置計画に関して、教育課程や教員組織、施設設備、財務状況など、学校教育法及び大学設置基準等の法令に適合しているかにつきまして、学問的、専門的な観点から審査が行われたところございまして。

また、この設置審の審査とは別に、学校法人加計学園の設置認可申請の内容が、特区のプロセスの中で認められた構想、四項目の適合を前提にしておりますけれども、この構想に沿っているかについて確認いたしまして、沿っていると確認したところございまして。

このような特区プロセス、設置認可のプロセスともに適切と認められたと理解しておるところでございます。

○日吉委員

そうしますと、結論としまして、もしこの四条件に問題があった場合に文部科学省として責任を負うのかどうか、この点をちょっとお伺いしたいと思います。大臣、お願いいたします。

○林国務大臣

今局長から答弁がございましたように、そもそも獣医学部の設置については告示によって規制をしていたわけですが、その規制をある意味では規制緩和するということが国家戦略特区ということになったわけですが、プロセスの中で、各省庁の合意のもとにこれが進められてきたということで、告示という規制が緩和をされて申請を受け付けた、こういうことでございます。

したがって、特区のプロセスにつきましては内閣府の方が所管をされておられますので、内閣府の方でどういうふうに考えておられるのかということをお聞きいただければというふうに思っております。

○日吉委員

そうしますと、特区のところにつきましては内閣府が責任を負うというふうに理解したんですけれども、であれば、この認可において、文科省と内閣府で連名で認可をすとか、そうしないといけないのではないかなというふうに思うんです。そうでなければ、責任のないところで認可がされてしまったということになるかと思えます。その点についてどのようにお考えになりますでしょうか。

○林国務大臣

特区のプロセスの中で関係省庁の合意によって進められてきたという関係省庁には当然文科省も入っておるわけでございますので、その合意のもとで告示の規制緩和をしたということでございます。

したがって、規制緩和された状態で告示の規制がないということですので、我々としては、今度は設置認可の申請を受け付けるということになりますので、受け付けたのは文科省でございますから、受け付けた文科省がしっかりとこれを設置審に答申をいたしまして、先ほど申し上げたような専門的、学問的見地からの審査を経ていただいて、可というふうになったということでございますので、ここは、通常他の大学と同様に、その答申を受けて文科大臣として認可をした、こういうことでございます。

○日吉委員

私としましては、文科省が責任を限定することは多分できないと思っておりますし

て、やはり四条件についても責任を負った上で、それがどのような過程で、いつ、どのようにクリアされたのかを把握した上で認可をしたということになると思いますが、全責任を負う立場なのかなというふうに考えます。

ちょっと時間がないので、次に、もう一つの森友学園につきましてお伺いいたします。

こちらは、先般、会計検査院から検査報告書が提出されまして、波紋を投げかけているところでございます。八億二千万円の値引きが行われたところでございますが、この値引きの過程におきまして、かなり不適切な処理があったとか十分な検討がなされていないというような指摘がございました。

どうしてこのような不適切な処理が行われたのかなというふうに考えた場合に、それが職員のミスなのか、それとも人的な能力の問題なのか、それとも、こういった単純なミスがいろいろなところで発生していますけれども、それが組織的なものなのか、共謀があったのか、組織のトップが指示をしたのか、いろいろな課題が認められるかと思えます。

通常、組織というのは、業務を適正に行うために二重でチェックをする、担当者が仕事をしたらそれは上司が承認するとか、そして、誰が行っても適正に行われるようにマニュアルをつくるとか、こういった内部統制を構築していると思えます。しかし、今回のケースで、この内部統制に大きく、至るところで不備があったというふうに考えられます。

この内部統制の不備、どこに問題があったと考えられるのか、財務省にお伺いさせていただきます。

○富山政府参考人（財務省理財局次長）

お答えをいたします。

今回の会計検査院の報告では、国有地の処分に係る手続につきまして、評定価格の算定の際、内規に基づく調書の一部、すなわち評価調書を作成していない、また、延納の承認の際に森友学園側の借り入れ返済計画を十分に検証していないなどの指摘を受けておりまして、財務省として重く受けとめなければならないと考えております。

例えば、今申し上げた評価調書の作成を失念していたということにつきまして、検査院の方からは評価事務の適正を欠いていると指摘を受けておりますが、この点について若干申し上げますと、内部的な話で恐縮でございますが、通常は、定期的に複数の物件を売却に出す場合、鑑定官部門という部門でまとめて不動産の鑑定評

価を依頼して、その後、当該部門が評価調書を作成する、同じ部門でやっているということでございますが、近畿財務局におきましては、まとめて依頼するスケジュールに合わない場合に、個別に評価を依頼する場合は、この鑑定官部門ではなくて、統括国有財産部門が評価調書を作成するという取り扱いをしておりました。

本件土地につきましては、校舎の建設工事が進む中、新たな地下埋設物が発見されたという状況のもとで、翌年四月には小学校開設のタイミングを控えるという差し迫った状況、あるいは、相手方からの損害賠償請求を受けるリスクをも踏まえた中で、その算定方法、すなわち、地下埋設物の撤去費用を控除して売却価格を算定するということにつきましては、近畿財務局という組織と、別の組織である大阪航空局と、協議、調整を行い決まったものでございまして、近畿財務局という組織での意思決定はしっかりなされたものであったと考えております。

ただ、評定価格決定の際、近畿財務局内部における連携が円滑でなかった結果、本件においてはその評価調書の作成を失念しており、この点につきましては深く反省しなければならないと考えており、再発防止に努めたいと考えてございます。

○日吉委員

個別の、具体的にどこに問題があったかというよりも、そこで働いている人の能力の問題なのか、ミスなのか、それとも意図的なものなのかというのが多分内部統制が不備なところで問題になると思うんですけれども、その点、やはりミスというのが、余りそういったことが行われるとは考えにくいかなというふうに思っておりまして、これだけ大きな金額についての決定をするに当たっては、やはりより優秀な方がより慎重に検討をするというのが常だというふうに考えております。

その中で、こういったことが、至るところで不適切なことが行われているということは、やはりある程度意図を持ってやられているという可能性も、ちょっと疑問を拭えないところがございます。

ですので、一つ最後にお伺いしますけれども、例えば、組織のトップが、意図を持って不正をするといったことに関して、どういったそれを防止するような仕組みがあるか、ちょっとお教えいただけますでしょうか。

○富山政府参考人（財務省理財局次長）

お答えをいたします。

まさに、今回、検査院の指摘を受けまして、国有財産の管理処分手続全般についての見直し、検証をさせていただきたいと思っております。

そうした中におきまして、今先生の御指摘のあったような事務処理のミスを防いでいくということにつきましては、当該担当する部署だけでそれをチェックしていくのか、あるいは、それについて複数の部署、つまり、単独ではなくて横断的にチェックをするような仕組みなど、そういった点についても今後検証していく過程の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

○日吉委員

まだちょっとわからないところもありますので、また今後お伺いさせていただきたいなと思っております。

時間が来ましたので、私の質疑は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。